

公益社団法人 日本図書館協会 図書館情報学教育部会

会 報

第 124 号

2019 (平成 31) 年 4 月 1 日発行 編集・発行 図書館情報学教育部会

目 次

第 104 回全国図書館大会第 6 分科会報告 (2018 年 10 月 20 日 (土) 開催)	1
テーマ：新たな司書教諭養成教育—学校司書モデルカリキュラムを踏まえて	
基調報告 学校図書館をめぐる近年の状況と職員養成 (平久江 祐司 筑波大学図書館情報メディア系)	2
報告 (1) 学校図書館職員養成の課題 (野口 武悟 専修大学文学部)	4
報告 (2) 諸外国の学校図書館職員養成の動向 (河西 由美子 鶴見大学文学部)	6
研究討議	8
参加者の感想「司書教諭養成の次なる地平に向けて」 (田嶋 知宏 常磐大学人間科学部)	15
参加者の感想「地方の司書教諭養成を考える」 (中林 幸子 四国大学文学部)	16
参加者のアンケートから	16
IFLA 合同部会の報告	18
2018 年度臨時活動部会総会議事録	19
第 31 期 (2019-2020 年度) 部会長選考結果の報告 (荻原 幸子 図書館情報学教育部会長選考のための委員会委員長)	19
2018 年度図書館情報学教育部会第 2 回幹事会議事要旨	20
2018 年度図書館情報学教育部会第 3 回幹事会議事要旨	21

第 104 回全国図書館大会第 6 分科会報告

2018 年の全国図書館大会第 6 分科会は、10 月 20 日 (土) 午後、国立オリンピック記念青少年総合センター (東京) において開催された。今回は「新たな司書教諭養成教育—学校司書モデルカリキュラムを踏まえて」をテーマとして、司書教諭養成の課題を整理し、今後のあり方を探ることを目的に分科会を開催した。参加者は 65 名であった。

<基調報告>

学校図書館をめぐる近年の状況と職員養成

平久江 祐司

(筑波大学図書館情報メディア系)

1. はじめに

学校図書館を取り巻く社会的・教育的な環境は近年大きく変化してきている。1994年の児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議の「中間まとめ」を契機として、学校図書館の現代化が進められてきた。学校図書館の現代化において重要な点は、読書・学習・情報センターとして機能する能動的な学校図書館像が提示された点にあるであろう。こうした考え方は教育行政の支援を受け、施設設備と学校図書館員の現代化の二つの側面から進められてきた。これらは2001年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」や2005年の「文字・活字文化振興法」の制定、「学校図書館法」の一部改正による学校司書の法制化によって、さらに推し進められることになる。現在は、学校図書館を学習に積極的に活用すべく、施設設備の現代化から学校図書館員の現代化へと行政支援の比重も移ってきており、新たな課題も生じている。本稿では、こうした近年の学校図書館の変遷と今後の論点について論じていく。

2. 学校図書館の現代化

高度情報化社会の進展や生涯学習体系への移行に伴い、学校教育の教育理念にも変革が求められた。その対応を検討した臨時教育審議会答申や教育課程審議会答申を踏まえ、1989年学習指導要領が改訂された。改訂の基本方針として、(1)心豊かな人間の育成、(2)基礎・基本の重視と個性教育の推進、(3)自己教育力の育成、(4)文化と伝統の尊重と国際理解の推進が示された。特に、心豊かな人間の育成とともに自己教育力の育成は、それ以後の学校図書館の在り方に大きな影響を与えることになる。自己教育力とは、「社会の変化に主体的に対応できる能力」であり、生涯学習の基礎を培う観点から自ら学ぶ意欲と主体的学習の仕方を身に付けさせることが大切であるとされた。そして、1994年の児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議の「中間まとめ」や「報告」において、教育改革の内容を踏まえた新しい魅力的な学校図書館を作るために、「学校図書館は、子供のオアシス、学校の読

書センターにしよう」、「学校図書館を学校の学習情報センターにしよう」、「学校図書館の機能を活用する校内の協力体制をつくろう」、「地域に開かれた学校図書館にしよう」の4つの提言がなされ、以後の学校図書館発展の方向が示された。

こうした学校図書館の在り方は、1996年の中教審答申「21世紀を展望する我が国の教育の在り方」に取り入れられ、学校教育の基本理念とされた「生きる力」を支える学校図書館の新しい在り方とされた。そこでは、学校図書館については「高度情報通信社会における学習情報センターとしての機能の充実を図っていく必要があること」が指摘された。また、司書教諭は「学校図書館の運営の中心となること」が期待され、その養成について「情報化等の社会の変化に対応した改善・充実を図るとともに、司書教諭の設置を進めていくこと」が示された。

こうした学校図書館の現代化において重要な点は、学校図書館がセンター機能を有するとした点である。それまでの学校図書館は、来館者にサービスを提供する消極的な機関として捉えられる傾向にあった。しかし、新しい学校図書館に求められるのは、企画・調整・助言等のセンター的機能を備え、来館者・非来館者を問わず積極的な支援を行う学校図書館である。つまり、受動的・静的学校図書館像から能動的な学校図書館像への転換が求められたのである。これらのセンター機能を備えた学校図書館には、その目的や役割の達成のために読書センター・学習センター・情報センターの3機能が必須なものとしてされた。そして、これらの3機能を備えた新しい学校図書館を運営するために、学校図書館担当者にも新たな役割や知識・技能が求められることになる。1990年代中頃からのこうした学校図書館の現代化は、施設設備の現代化、学校図書館担当者(司書教諭・学校司書)の現代化という2つの側面から積極的に展開されていくことになる。

3. 学校図書館施設設備の現代化

学校図書館施設設備の現代化は、文部省(当時)の1995年「学校図書館情報化・活性化推進モデル地域指定事業」(1995～2000年度)から始まる一連の行政施策が大きな影響を与えることになる。この事業は、「学校図書館にコンピュータ(レנטル)等の情報手段及び様々な情報ソフトを整備するとともに、他の図書館等とのネットワーク化を図ることによって、

児童生徒の学習活動の支援、学習情報センターとしての機能の充実・活性化に資する」ために行われた。これ以降学校図書館振興事業が継続的に実施され、その詳細は省くが、以下のような事業が実施されていく。

- ・ 学校図書館資源共有型モデル事業(2001～2003 年度)
- ・ 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業(2004～2006 年度)
- ・ 学校図書館支援センター推進事業(2006～2008 年度)

これらの学校図書館振興事業を見ると、学校図書館施設設備の現代化は、コンピュータやソフトウェアの導入、学校図書館ネットワークの構築、学校図書館支援センターの設置へと進展してきたことがわかる。これらの事業は、学校図書館の施設設備の充実した拠点地域・学校の創出に寄与したが、その反面、地域・学校間の図書館の施設設備の格差を広げることにもなった。



平久江祐司氏

4. 学校図書館担当者の現代化

学校図書館担当者の現代化が、大きく進展するのは1997年学校図書館法の一部改正により、当分の間は学校には司書教諭を置かないことができるという附則第2項が改正され、2004年度以降12学級以上の学校に司書教諭を配置することになったことによる。これを受けて1998年「学校図書館司書教諭講習規程」が改訂され、5科目(10単位)からなる新たな養成のための必修科目が設定された。こうした司書教諭養

成科目の改訂に大きな影響を与えたのが、同年の学校図書館の充実に関する調査研究者会議の「司書教諭講習等の改善方策について(報告)」である。ここでは、図書館の専門職としての必要な資質能力として、「学校図書館の経営能力」、「情報教育の担い手としての力量」、「コミュニケーション能力」等の時代の変化に応じた新たな資質能力があげられ、これらの点は司書教諭の講習内容の改訂に反映された。しかし、こうした司書教諭養成の制度改革では、依然として総取得単位数が少ないことや実習科目や演習科目が設置されていないこと等、専門職教育としての不十分さが解消されたとはいえなかった。

こうした司書教諭の現代化に対して、学校司書の現代化に注目が集まるようになるのは、2008年の「子どもの読書サポーターズ会議の「これからの学校図書館の活用の在り方等について」(審議経過報告)が大きな影響を与えることになる。この会議は文科省の「子どもの『読む・調べる』習慣の確立に向けた実践研究事業」の一環として設置されたもので、子どもの読書活動の推進に向けた社会への発信や学校図書館の活性化等の方策に関して検討することが目的であった。その審議経過報告では、現代社会の要請に対応した学校図書館の位置づけと機能・役割について検討され、「学校図書館の活用の高度化に向けた視点と取組」が示された。そして、その達成のために、各学校に学校図書館の専門的な人材の体制を確立することが提言され、その専門的な人材として専門的な知識技能を備えた質の高い学校司書の養成と配置の重要性が共通認識として形成されていくことになる。

5. 学校司書養成をめぐる近年の状況

2010年代頃になると、こうした学校図書館の施設設備と学校図書館担当者の現代化の流れを受けて、多様な名称で呼ばれてきた、いわゆる学校司書の制度化が学校図書館関係者だけでなく、立法・行政の支援を受けて積極的に進められていくことになる。

まず、学校司書の制度化に大きな影響を与えるのは、2014年学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」である。この報告書では、学校図書館担当職員の職

務として(1)間接的支援に関する職務、(2)直接的支援に関する職務、(3)教育指導への支援に関する職務の3つの職務があげられた。これらの職務の中で(3)教育指導への支援に関する職務は、新たに設定された職務で、これは教育的職務と直接的支援や間接的支援が重なる職務領域に位置づけられる。したがって、学校図書館担当職員のこの領域の職務は、教員と連携協力して行う職務であり、その遂行にはより質の高い資質能力が求められることになる。そのため、学校図書館担当者に求められる専門性として、①学校図書館の「管理・運営」に関する職務に携わるための知識技能(6項目)と②児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識技能(6項目)があげられた。

こうした学校図書館担当職員の専門性の明確化は、2014年の学校図書館法改正における学校司書の法制化の実現に影響を与えることになる。この改正では、その附則に学校司書の職務の内容が「専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とした。これを受けて、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議が設置され、学校図書館の運営に関する基本的な視点や学校司書資格養成等の在り方に関して検討を行い、2016年に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」が出された。この報告では、「学校図書館ガイドライン」と「学校司書のモデルカリキュラム」が示された。このガイドラインの中の「モデルカリキュラムの科目設定の方針」では、2014年の研究協力者会議の報告とやや内容は異なるが、学校司書に必要な専門的知識技能として学校図書館の運営・管理・サービスに関する職務に関して8項目、指導生徒に対する教育支援に関する職務に関して5項目があげられた。さらに、2017年の学習指導要領の改訂により、その「総則」では、学校図書館に「主体的・対話的で深い学び」、いわゆるアクティブラーニングの実現への支援や地域の施設の積極的な活用を図ることが学校図書館の新たな課題として提示されている。これらの課題では特に「授業改善」という目に見える形での成果が求められている点が新しいといえる。

6. 学校図書館及び職員養成の課題

これまでの学校図書館の現代化の経緯を踏まえ、今後学校図書館の及び職員養成の課題として、(1)「学校図書館ガイドライン」と「学校司書モデルカリキュラム」の実効化、(2)アクティブラーニングへの支援、(3)地域連携などに取り組んでいくことが求められているといえるであろう。これらの課題の解決は簡単なものではないが、学校図書館長としての校長の任命と配置の促進が、その端緒となり得るのではないかと考える。

<報告(1)>

学校図書館職員養成の課題

野口 武悟

(専修大学文学部)

1. はじめに

「学校司書のモデルカリキュラム」が2016年11月に通知され、大学における学校司書養成がスタートした。一方で、司書教諭養成科目に関しては20年前のままとなっている。本稿では、「学校図書館の専門的職務を掌る」司書教諭に焦点をあてて、その養成の課題とあり方を考えていきたい。

2. 司書教諭養成と学校司書養成の違い

司書教諭の養成は、「学校図書館法」第5条第4項に基づき、「学校図書館司書教諭講習規程」(文部科学省令)で定められている。司書教諭養成科目(講習科目)の開設にあたっては、文部科学省からの承認を受ける必要がある。現行科目への改訂(移行)に際しては、科目の内容や担当教員の研究業績について文部省(当時)からかなり細かなチェック(審査)が行われたようである。全科目・単位(5科目・10単位)を修得した者に対しては文部科学大臣から修了証書が授与される。ただし、司書教諭の資格が効力を持つためには、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の免許状(教員免許状)の保有が必須である。

一方で、学校司書の養成は、文部科学省令ではなく、「学校司書のモデルカリキュラム」について(文部科学省初等中等教育局長通知)によっている。「学校司書のモデルカリキュラム」に定める科目の開設と運用は、各大学に任されており、文部科学省への届出と承認は不要である。したがって、

科目の内容や担当教員についての文部科学省からのチェック(審査)は行われない。ただし、科目の大半が司書養成科目、司書教諭養成科目を充てていることに留意したい。全科目・単位(10科目・20単位)を修得した者に対しては各大学がその事実を証する証明書等を発行するものとしている。

3. 司書教諭養成の課題

司書教諭養成の課題については、これまでもさまざまな指摘がなされてきた。それらをふまえつつ整理すると、以下の諸点になるだろう。

- (1) 科目数・構成・内容をめぐって
- (2) 担当教員をめぐって
- (3) 質保証について

(1)については、現行の5科目10単位では十分ではないとの指摘がしばしばなされる。ただし、教諭の免許状(教員免許状)の保有が前提となる以上、教員養成との関わりのなかでそのあり方が検討・議論される必要もあるが、これまでのところなされていない(本稿の5も参照)。また、科目の構成や内容についても十分ではないとの指摘もある。司書教諭養成科目の改訂には「学校図書館司書教諭講習規程」(文部科学省令)の改正が必要となるが、現行の制度的枠組みのなかで改正すべきなのか、司書教諭さらには学校司書も含めた学校図書館職員の制度改革(「学校図書館法」の再改正や関連法令の改正など)と連動してなされるべきなのかは意見の分かれるところであろう。LIPER(情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究)では、現行の司書教諭の発展形として「情報専門職(学校)」の設置が提案された。養成カリキュラムとしては「学校教育論」「学習情報メディア論」「学習環境デザイン論」「教授・学習支援論」「子ども読書論」の5領域が示され、大学院レベルでの養成についても言及している²⁾。

(2)については、現行科目への改訂(移行)の際にも、担当教員の確保の難しさや、そもそも、担当教員としてどのような研究業績や経験が必要なのかなどが課題として指摘された³⁾。この課題は現在も変わらないだろう。司書養成は行わず司書教諭養成科目のみを設置する大学では、図書館情報学の専任教員は置かず、兼任教員(非常勤教員)が担当しているケースが多い。また、司書養成とセットで行っている大学でも、専

任教員に学校図書館の研究業績がないなどの理由から科目担当を兼任教員に任せているケースもある。問題は、科目を担当する教員に、学校図書館に関する十分な研究業績や経験があるのかどうかである。文部科学省による定期的なチェック(審査)の仕組みがあるわけではなく、採用する各大学に任されている。このことは、次項で述べる質保証とも連動する。



野口武悟氏

4. 司書教諭養成の質保証

前項で挙げた(3)について、教員養成科目(教職課程)の改革の動向に触れつつ考えたい。教員養成科目は、現在、改革の只中にある。2019年度に向けて、各大学では新たな教員養成科目の開講認定(教職課程の再課程認定)を受けるべく、手続きを進めている。科目の内容や担当教員の研究業績について文部科学省による相当厳しいチェック(審査)が行われている。

この改革の目玉の1つに「教職課程コアカリキュラム」の設定がある。これは「全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの」であり、「教職課程全体の質保証を目指すもの」である⁴⁾。科目ごとに「全体目標」「一般目標」「到達目標」が細かく示されている。コアカリキュラムは、医師や歯科医師、法曹の養成などではすでに導入されており、いわば官製の質保証の仕組みといえる。こうした仕組みづくりに対しては、科目担当者の教授の自由を制限するとの批判も聞かれるが、批判的な人たちであっても質

保証が必要であることはほぼ共通認識となっているように思われる。

質保証の必要性が課題である点は、司書教諭養成に限らず、司書養成にも当てはまることである。しかし、国の統制が強い免許職の養成における質保証の仕組みが、そうではない学校図書館職員の養成(もちろん、司書の養成)にも適しているのかといえば、筆者はそうは思わない。すでに日本図書館協会図書館情報教育部会では質保証に向けた議論がなされているが、同部会、日本図書館情報学会、全国学校図書館協議会などの関連団体が協同して、学校図書館職員養成の質保証に向けた仕組みづくりを進めることが必要ではないだろうか。

5. おわりに

最後に、教員養成のあり方にも言及して本稿を終えたい。学校図書館の整備・充実を進めるにも、利活用を図るにも、そして、司書教諭や学校司書がその職務を確実に遂行するためにも、全校の教職員(とりわけ館長としての役割を担う校長を含む教員)の理解と協力が欠かせない。ところが、現行の教員養成科目には、学校図書館に関する必修科目が設けられていない。2017年度に文部科学省に置かれた「子供の読書活動の推進に関する有識者会議」のなかでも、委員から教員養成科目に学校図書館に関する科目を設けてほしい旨の発言がなされたが、文部科学省はこれ以上の科目・単位増は難しいとの立場である。また、「教育方法学」などの必修科目のなかでも学校図書館が扱われることはほとんどない⁶⁾。教員養成の文脈から学校図書館が抜け落ちているのである。

そもそも、教員養成と学校図書館職員養成は、ともに、学校の教職員を養成しているという共通性があるにも関わらず、議論は別々の場でしかなされない。共通の議論の場・機会が必要ではないだろうか。

引用文献

- 1) 柴田正美, 岩崎れい, コーンハウザ・由香子, 渡辺信一, 柳勝文「学校図書館司書教諭養成カリキュラムの現状と課題アンケート調査を終えて」『図書館界』52(2), 2010年, p.76-84。
- 2) 上田修一, 根本彰「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」最終報告書『日

本図書館情報学会誌』52(2), 2006年, p.115-119。

3) 上掲1)に同じ。

4) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会『教職課程コアカリキュラム』, 2017年。

5) 鎌田和宏, 野口武悟, 永利和則「教育方法の視点から学校図書館を考える」『日本教育方法学会第52回大会発表要旨』, 2016年, p.25。

<報告(2)>

諸外国の学校図書館職員養成の動向

河西 由美子

(鶴見大学文学部)

はじめに

日本図書館情報学会員を中心メンバーとして実施された2006年のLIPER(Library and Information Professions Educational Renewal「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的な研究」)において、筆者は研究協力者として学校図書館班の調査研究に参加した。

さらにLIPERから派生した研究の一つとして、三輪眞木子を研究代表とする「情報専門職教育における学位・資格の国際的な同等性と互換性に関する研究」(日本学術振興会:科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究期間:2010年4月-2014年3月)には、研究分担者として参加し、環太平洋地域の学校図書館の現状の共同比較研究の機会として、SLAP(School Library Initiatives for Asia & Pacific)を企画した。

本稿では、これらの先行研究に、筆者自身の知見を交えつつ諸外国の学校図書館制度および学校図書館職員養成の動向について紹介する。

なおLIPER以降の研究では「図書館員」ではなく「情報専門職」という用語が用いられているが、本稿では、各国の事情に応じて呼称を使い分けることとする。

また、筆者は歴史研究が専門ではないため、歴史的経緯に関しては、多くの学校図書館歴史研究の碩学の知見に負うところが多いことを、各学究への敬意を込めてはじめに申し上げておきたい。

1. 米国の学校図書館と専門職

米国におけるプロフェッショナル制度については、MBAなど、特定の職域の専門職養成に特化した大学院教育の展開など日本でも広く知られるところであろう。

図書館分野も例外ではなく、専門職として図書館業務に従事する場合にはプロフェッショナルスクール(大学院修士レベル)での学位取得が前提となる。

学校図書館領域では、1969年に米国図書館協会(ALA)と全米教育協会(NEA)の視聴覚教育部会(DAVI)が「図書館メディアプログラム」および「図書館メディアスペシャリスト」を定義した。米国の教育政策は州単位で、必ずしも全土全校への配置ではないが「学校図書館メディアスペシャリスト」の存在とその養成制度は確立しており、米国学校図書館員協会(AASL)は米国図書館協会(ALA)の傘下の職能集団である。

これら職能集団の存在を基盤とし強固なプロフェッショナル制度を培ってきた米国の学校図書館ではあるが、近年は多くの州で学校図書館員の人数削減が進行し、学校図書館メディアスペシャリストを頂点に、複数の准専門職を擁していた人員配置も変わりつつある。

2. 英国の学校図書館

英国では、英国図書館・情報専門家協会(CILIP)が図書館情報専門職の養成プログラムを管理している。

学校図書館制度に関していえば、学位に裏付けされたプロフェッショナル制度を基盤とする米国とは異なり、地域の公共図書館に付随した学校図書館サービスへの依存度が大きく、活字資料、視聴覚資料(BBCの録画教材のコレクションなど)の団体貸出に加え、教員のメディア活用指導なども担っている。

ただし地方分権制度の弊害として、地方財政の逼迫が公的サービスの休止に直結する問題があり、2000年代以降、地方の公共図書館が閉館に追い込まれた結果、学校図書館サービスも休止に追い込まれるという事態が多くの地域で発生している。

3. 豪州の学校図書館

かつての宗主国である英国からの影響は根強くある一方で、地理的には米国の影響も受けやすいという環境にある豪

州において、学校図書館は、英国のような地域サービス型でもなく、米国のような専門職主義でもない独自の制度を確立するに至っている。

図書館情報専門職教育プログラムの認定においては、オーストラリア図書館情報協会(ALIA)が主要な役割を果たしている。大学院1年間の科目履修で習得できる修士ディプロマ(graduate diploma)が、専門職として図書館に就労する際の最低条件となっている。

学校図書館関係者との交流から見ると、ディプロマ取得であっても大学院に在籍して専門科目を学ぶことの意義は大きく、キャリアアップや自己研鑽のために修士や博士の学位を取得する現職者も多く、現職の学校図書館員の中に博士号取得者がいることも珍しくない。



河西由美子氏

3. 英語圏の図書館情報専門職資格の互換性

英米豪といった英語圏諸国の図書館情報専門職にとって重要なことに、資格の相互認証と、養成機関(高等教育機関)間の単位互換制度がある。

オーストラリアは、1990年以降、英国のCILIPや米国のALAとの連携を開始し、国際的な学位・資格の相互認証と単位互換を行っている。国際連携のためには自国内の養成教育水準を保つ必要が生じ、絶えず国内外の評価にさらされることで制度の健全さが保たれると言える。

5. その他の国・地域の学校図書館

欧州の学校図書館制度は、経済事情や各国の社会制度や文化によって多様であるが、根本章は、「学校図書館 フランスの学校教育における資料情報支援体制:CDI とドキュメンタリスト教諭の役割」(学習情報研究(230):2013.1 p.52-55)においてフランスの教育制度における学校図書館と専門職の意義について言及している。筆者も同誌でベルギーの図書館を取り上げているが(同誌(230):2013.1 p.56-59)、ベルギー国内のフランス語圏ではフランスの教育制度が踏襲されていた。

東南アジアには、東南アジア図書館員会議(Congress of Southeast Asian Librarians: CONSAL)が存在し、加盟国を対象とする図書館情報専門職教育の質保証制度の構想が、2002年に発表されている。域内各国の経済格差や多様な文化的背景を考慮すると容易な試みではないが、こうした枠組みが存在すること自体評価に値する。

発展著しいシンガポールやインドネシアなどの国々では、情報機器の導入や読解力育成の取り組みなど、先進校においては施設や教育活動において日本をしのぐ学校や学校図書館も確実に存在している。

6. 国際的な情報専門職の質保証

英語圏以外の図書館専門職養成制度の理解はなかなか困難であるが、たとえばEU加盟国の場合は、1999年、欧州29ヶ国の大臣が署名した、域内横断的な教育制度改革を目指す「ボローニャ宣言」が発効し、「ボローニャ・プロセス」の2020年までの継続が決定している。国際図書館連盟(IFLA)も関連の調査を実施するなど世界の各地域相互に情報専門職の質保証を制度化する試みが生まれつつある。

三輪は第61回日本図書館情報学会研究大会シンポジウム

(2013)において「北米・アジア太平洋・欧州を通じて館種別の専門職資格を設定している国は無い」と報告しており、いずれの地域においても、当該国の図書館員養成の中に学校図書館専門職が組み込まれていることが重要だと考えられる。

おわりに

2000年代以降、国際的な視点で情報専門職養成を検討する一連の研究が存在しているが、これらの研究成果の日本の学校図書館政策への反映については疑問符を付けざるを得ない。

本文で述べたとおり、現在の国際的な枠組みを支えているのは、先進国で確立された養成課程と認証機関の存在であり、各国の養成制度を支えているのは、大学院レベルの高度な専門知識を有するプロフェッショナルの集団である。

日本には図書館法があり、学校図書館法が存在する。それら法的根拠の意義を否定するものではないが、法律に固執するあまりに、今日あるいは情報社会の将来を見据えた専門職のあり方についての議論よりも、法律改正のための整合性のみが優先されてはいないだろうか。

20世紀末から今日までの複数回の学校図書館法改正が、今後の学校図書館およびそこで働く専門職、ひいてはその恩恵を受けるべき児童生徒、教職員、全国民にとって本質的な意味で資するものであったのか、改正の根拠はなんであったのか、厳しく問い続ける必要がある。

さらに言えば、図書館という近代以降の西洋からの輸入品を自家薬籠中の物とするには、政府のお墨付きを要するトップダウンの専門職認定のあり方から、真のプロフェッショナル集団によるボトムアップ式の専門職制度の確立への転換が求められている頃合いではないだろうか。

研究討議 (敬称略)

司会 松本直樹 (図書館情報学教育部会幹事, 慶應義塾大学)

松本: 前半は3名の方から、学校図書館全般、学校図書館職員の養成、国際的な視点から見た現在の日本の学校図書館職員養成の状況について、非常に多面的な観点から発表をいただいた。後半では、まず登壇者の中で話しを深め、その

後、会場のみなさんから質問や意見をいただきながら討議を深めていきたい。

今回は司書教諭に焦点を当てており、前半の発表では、司書教諭講習規定の改正から20年が経ち、一方で学校司書が

法制化されるという新たな状況、また、国際的に見ると単位互換が進んでいて日本とかなり状況が異なるというお話があった。そういう中で、司書教諭の現在のカリキュラムと科目の内容や課程の在り方について、今どういう認識を持っているのか、特に課題や問題と考えていることについて、おひとり3分間程度でお話をいただきたい。先ほどの発表でも、例えば単位数、科目の構成、実習科目や演習科目の問題、教職科目での学校図書館の扱いといったことが挙げられていた。みなさんのお考えを話してもらいたい。

平久江: この問題はとても難しい問題としか言いようがないというのが正直なところだ。実は4年間かけて司書教諭と学校司書の養成と研修に関する研究を科研でやり、また今年から新しい科研の研究を立ち上げて取り組んでいる。やはり4年間やってきて、実際に制度論の議論の中で、研究者協力会議の中でお話をしてきた。河西先生に言わせると「絶望した」という内容を議論してきた立場としては、いい刺激を受けたいなと思って、本日は議論を楽しみにやって来た。

議論の前に現状を話さないと議論にならないという話は先ほどあったが、それは非常に難しい話で、いいところはないのか？ と言うと「ない」としか言いようがなく、残念なところだ。司書教諭の養成を考える時にいろんな段階がある。一つは制度論、もう一つは内容論であり、これは不可分だ。制度論的には問題があるし、では内容だけ議論してそれが実現に向かうかというところでもない。また、改革のステップの捉え方にも2つある。段階的に改善するか、それとも急進的に改善するか。色々な立場があり、なかなか一枚岩にならない。それが研究者や何かの立場の相違に大きく影響している。だからこの問題は一つに収斂していない。実際に日図協、この教育部会、全国SLAとそれぞれウェイトを置いているところが違い、半ば縄張り争いの的などもある意味では現れているという非常に八方塞がりの状況だ。それが現状だ。

では、現行の司書教諭養成課程のいいところと言った時に思いつかない。やはり20単位は最低限度必要だ。先ほど話したように、養成教育をやるとすれば指導法の教育もしっかりやらなければならない。もう一つは、なるべく現場のシミュレーションができるような演習科目を取り入れる、またそれを実践の場で試してフィードバックできる実習科目も必要だ。今この部分は教職が基礎免許になっているのが救いだ。

つまり、20単位はないにしても、10単位は専門科目から、また教員免許の勉強で、ここには教育実習があり、現場での実践、演習というところで何とか形を整えている。それが教職の約60単位+10単位と総論的にトータルに考えればかなりの単位数となり、司書教諭もそんなに卑下することはないという感じだ。

アメリカを調査していて、個々の学校図書館で専門職といわれる人達のインタビューを何度かしたことがあるが、日本で一生懸命活動している人の力量は決して劣っていないと確信している。従って、必ずしも日本は絶望的な状況ではない。

現在の司書教諭は、どちらかと言うとレファレンスライブラリアンに近いだろう。レファレンスライブラリアンという観点で見れば、司書教諭は教科に関する主題知識を豊富に持つ専門家であり、図書館員として他の館種に比べて劣っているということはない。だから、そんなに卑下することはないというのが正直なところ。

あと一点だけ。アメリカの養成では、1960年代より職務分析から入っている。タスク・アナリシスをやって図書館で何をやるべきかを特定し、その職務にはどのようなスキルが必要なのかを体系化して現在の専門職養成が成り立っており、非常にしっかりとした基盤がある。今、司書教諭の科目を考えるうえで、日本ではそのような知見がない。それは研究者の仕事で部分的に少しはやっているところだ。

河西: [職務分析は] LIPER でやったと記憶している。

平久江: いやー、LIPER はね・・・。

野口: カリキュラム、科目数、内容で考えた際に、5科目10単位でよいと思っている人はこの会場にはいないと思う。

先ほどの平久江先生のお話で、制度的な観点、カリキュラム的な観点から考えると、司書教諭は制度とカリキュラムが一体化している。講習規程という政令、つまり制度でカリキュラムが決定している。柔軟に見直そうとしてもなかなか見直せないということが足かせになっている。では、学校司書の養成はどうかと言うと、いろいろと課題はあるにしても、そういうところの柔軟性は担保されており、通知で扱っているのでちょっと見直そうと思ったら、改正の通知は比較的出しやすいところがある。しかし、国として省令で定めないと、どこがカリキュラムマネジメントや質保証を考える

のか、という問題になる。国が定めるという日本型で行くしかなないのかなと考えると、この枠から抜け出せなくなるため、非常に悩ましいところだ。

議論のなかであったように、学校図書館そのものの高度化の文脈の中で、やはり20年間、科目数はともかく、示されている中身が変わらないのは考えていくべき大きな問題だろう。中身の部分については業界として議論し、新たなものを提案・提示していくことができるのではと考えている。全国SLAが学校図書館司書教諭講習の「講義要綱」を出しており、文科省から出ている中身は全国SLAのそれに準拠している。今、「講義要綱」の改訂版を「講義指針」という名称で来年の頭に出そうという方向になっている。一応現状を踏まえた中身の見直しというのは進めているが、それがどこまでどう現場に反映されていくのか、活かされていくのかはまた次の問題で、質保証とかに関わってくる部分だと思う。それを文科省は取り上げてくれるのか、どういう形で広めてもらえるのかというところはまだわからない。

河西：自分自身は教員免許、司書教諭、司書資格をとって現場に居たので、今振り返ってその中で習得した何の要素を使って仕事をしていたのかよくわからない。ただ現状で言うと、司書教諭、学校司書、普通の図書館司書のどれを一つずつとっても、それだけでは学校図書館で十全に活躍するには不十分だということをこの20年間ずっと考え続けてきた。最低限、法律が定めるからそれは持っていた方がいい、ぐらいになるのかなと思う。

例えば、2019年4月に広島県が大崎上島に開校する全寮制中高一貫校の国際バカロレア校（広島叡智学園）に現在アカデミック・アドバイザーとして関わっているが、募集に関しては県の採用となるため、司書、職員、教員のどの枠で採用するのかということ事前に協議した。教員で採用すると、次の学校で司書教諭としての勤務を継続させてもらえない恐れがあるため、今回開学する学校で新しいモデルを作り上げる経験をしたことを、その後もずっと活かしてもらうには、県採用の学校司書として採用するのが望ましいだろうということになった。ただ、求められる要件は司書だけでは足りない。そこでアクティブラーニングや探求学習などをやってもらうには、司書教諭資格も有している人を候補者として迎えたいということで、募集の職名は「メディアコーディネー

ター」とした。

自分の感覚としては、今の二職種制にはまったく賛同できず、今の司書教諭や学校司書を統合したもっと高度な専門職にするというのが理想的だと考えている。現在の司書教諭・学校司書のカリキュラムを前提とするのであれば、それを最低ラインとして、その上に何か乗せるような。それは民間の認定になるのかわからないが、そういう方法しかないのではと今は考えている。

松本：司書教諭としていいところはないのではないかとこの話とともに、制度とカリキュラムが一体化しているため、別のやり方があるのではないかとこの話があった。あるいは、河西先生からは統合した専門職の可能性について話があった。これらについて、何か考えることはあるか？

平久江：むしろ二職種制を進めていくという立場なので、その辺でバトルになるかなと楽しみに来た。日本なりの新たな二職種制を確立していく方向が求められのではないかなと思う。

やはり、一人の専門職がトータルに学校図書館の職務をこなすというのはひとつの理想ではあるが、アメリカなんかを見るとそれが逆にセクショナリズムを生んでいるという弊害がある。つまり、「私はプロフェッショナルである」といことで自分の仕事を囲い込み、なかなか学校全体の教育活動とリンクしていかないという弊害がある。従ってアメリカ型の専門職はプロフェッショナリズムを確立したからと言って、学校の教育を全体で進めていくということに関しては必ずしもプラスになっていないという風に自分の調査の中で感じている。むしろ、日本のように、司書教諭が教員と学校図書館のつながり役を果たしつつ、学校司書が学校図書館の運営をしっかり行っていくような形でやっていった方が、より教育全体とうまくリンクした図書館活動が展開されるのではと信じている。

そういう意味では、ひとつの専門性のあり方として、1990年代から企業内プロフェッショナリズムの研究が盛んになっている。企業における専門職は資格や免許は関係なく、それぞれの組織内での専門性を尊重しながら専門職として位置付けていくという形が非常に増えてきている。現行の枠組みでは、そういった位置付けを考えていく必要がある。

もちろん、法制度を改革することができれば、大きくドラ

スティックに変わる可能性はあると思う。ただ、学校図書館法はいわゆる議員立法のため、これを変えるには文科省からは絶対に声を上げない。学校図書館法を変えていくには、議員さんに働いてもらわなければならない。それには、議員さんを応援していく世論、そこからやっていかなければならないので、将来的には統一された高度な専門職が必要になるかもしれないが、他国から非常に優れていると言われるような日本型の二職種制度を作り上げていくべきだと考えている。

野口：将来的には一職種に統合する、しかも免許職の専門職として位置付けることが望ましいと思っている。しかし、現実を見てしまうと、現在の学校司書を位置付けるまでのものすごい年月と働きかけを要したことを考えてみると、果たしてそういう方向性で議論を高めて法改正にもって行くのは何十年後だろうということも同時に考えてしまう。だから、将来的には、理想的にはという言い方をした。

やはり、今の状況で言うと、地方分権の文脈の中で、もし免許職として新たな職種を位置付けようとする、新たな資格の創設ということで、国側が認めないという立場をとる恐れがあるだろう。現実のことを考えると理想は語れないが、その現実のハードルがものすごく高いため、どう考えていったらよいのか、どう動いたらよいのかを考えてしまう。

ただ、例えばALAの動きなどを見ていると、もっと積極的にロビー活動をこの日本図書館協会もしていったらよいのではないかと、もっと団体として働き掛けていくということをやったらいけないのか。ここは学術団体でもなく、どちらかというと図書館という業界の職能団体として、かなり現実を厳しくいけれども、制度あるいは法律を変えていくという活動してもよいのではと思う。

河西：二職種制が強みになるという意見には徹底して反対だ。どちらがリーダーシップをとるかという学校という組織内では圧倒的に司書教諭の方が強いが、実際にこの数十年の現実を見ると積極的に司書教諭になりたがる教員は少数派である。教職をとる人のプライオリティーは教育にあり、その時点でねじれが生じており、本当に学校図書館に命を賭けて、学校でやっていこうという人が司書教諭にならない。そういう状況でチームを組んでも、果たして学校図書館がどのくらいよくなるのか。学校司書を今度のように資格にもならず、どういう養成をするかもわからずに法律の中に位置付

けるというのは、学校の中で便利に使われる人を増やすだけではないか。その部分をどうするのかはすごく問題としてある。

最初から二職種制として短期間で作り上げていけば、司書教諭と学校司書の間でよいパートナーシップが形成できたかもしれないが、例えば20年前に司書教諭の必置の改正があった時には結果的に学校司書のリストラが起きた。それによって司書教諭と学校司書の対立の構図が非常に深くなってしまった。

今回は学校司書を配置ということで、では司書教諭はどうなるのかということ、例えば大学を見ると司書教諭資格をとる人が減っている。学校司書がクローズアップされる中で、司書教諭のプレゼンスが弱まっている。そういう中で、果たしてどれくらい強力な二職種制のパートナーシップが組めるかは非常に疑問に思っている。



研究討議の様子

松本：まだまだ登壇者の方も言いたいことがあるかもしれないが、時間になったので残りの時間は会場の方にも参加してもらい討議を深めたい。司書教諭の問題を考えるときには、将来どうするかということを考えざるをえない。そういう意味では、司書教諭の養成は職員の体制をどうするかということと切り離せない問題ではあるが、そういったものも含めてみなさんから質問、意見があれば仰ってもらいたい。

森（東海大学）：この論議は、学校での専門職と図書館としての専門職がごっちゃになっている。あと、平久江先生の発

表で衝撃だったのは、学校司書は学校では非専門職というお話だ。行政職ではなく教育職で採用されていても非専門職なのかをまず確認したい。

平久江：今のご質問については、たぶん言葉が足りず誤解されたかと思う。先ほどお見せした図の説明をする時間がなくて誤解を招いたかもしれない。あれは出発点としてどう変えていくかを示した図だった。私は色々な議論の中でも、積極的に学校司書を専門職として位置付けなければダメだと言っており、学校司書は専門的職務として捉えている。

森：今度は図書館として専門職を捉えると、アメリカのスクールライブラリアン、ティーチャーライブラリアンは図書館員として専門職ではなく、メディアスペシャリストは専門職で、州によって違うかもしれないが、何校かを担当しているケースが多いのではないか。

河西：私も全州の調査をしたわけではないし、アメリカは学校数が多いため悉皆調査がないので、限られたところしか知らないが、州によって違うと思う。州によってはティーチャーライブラリアンが主流の学校もあるらしい。その辺りは勉強不足であるが、米国学校図書館協会は、全米図書館協会の下部組織みたいな形になっているので、専門職として何が基準なのか、メディアスペシャリストになることが一つのマイルストーンという認識は全米で統一されているため、その辺りの専門性というものは内部からも外部からも認定されて保たれているところはある。

野口：今のご質問を受けて、なるほどと考えさせられた。たしかに学校としての専門職なのか、図書館としての専門職なのかというところで言うと、やはりこれまでの議論は図書館としての専門職の議論だった。

教職課程と共通の場での議論ということを私が言ったのは、学校としての視点が絶対必要で、学校図書館が学校の中にある以上、学校あるいは学校教育という視点を抜きに語れないという部分があると思う。司書教諭養成に関しては、教員免許がベースだからそこはしっかり学んでいるという前提になると思うが、学校司書も敢えて今回「学校教育概論」を位置付けたということは、そういう観点が議論の中であったのではないかと思う。たぶん教科の教員も教科の専門家ではあるけれども、学校の職員でもある。これは養護教諭もそう。そういう風に考えていくと、司書教諭あるいは学校司

書も、まず学校の職員という認識、立ち位置をしっかりと持って、その中で図書館の専門家としてどういう風に活動していくのか、専門性を発揮するのかという風に捉えていくのが重要なのではないかと思っている。

河西：実は歴史研究から明らかにされていることとして、1940年代に日本で司書教諭という呼称と職種を決めた際に念頭にあったのは養護教諭だったらしい。養護教諭というものはすでにあるのだから、それに準ずる形で司書教諭という教諭を充てた方がよいのではないかということがあった。

それから、LIPERで2006年以降に検討したときも、当時の学校図書館班のリーダーだった根本彰先生（東京大学：当時）なども随分養護教諭とか類似の立場での学校の中での位置付けを考えられないかということを抑っていた。それで「情報専門職（学校）」という形で、学校図書館ではなく、学校の中に居る必要な存在というところを強調したかったということはある。それは、大学図書館や公共図書館のような図書館の独立性というものが、学校図書館には希薄で、学校組織の中の一部というような、法律的にもそういう位置付けになってしまうので、独特の背景があるかと思う。

平久江：司書教諭の職務だが、あまりいい話がないので、今後どうすべきかについて簡単にお話したい。やはり、現状では誰もよいと思っていない。よりよい二職種制にしていくためには、司書教諭の資格あるいは専門性をもっと高めていかなければならない。

では、どうやって司書教諭の質を高めていくかと言う時に、これからキーワードになっていくのは連携・協力だ。司書教諭と学校司書の連携・協力をどう構築していくかは、図書館の一番大きな今後のテーマとなる。これが上手くできていった時に、総体としてプロフェッショナルとしての役割を果たしていくことが可能になる。ひとつはこうした連携・協力だ。

それから、何をやるかということに関しては、やはりアメリカが1960年代にやって専門職制度を確立していく上で不可欠な道筋として通った職務分析をきちんとし、必要なスキルは何なのかということのを学校図書館がトータルに体系化していかなければならないと思う。それは難しいので研究者だけではなく、協会と現場と研究者の三位が一体となってプロジェクトを立ち上げていって測定する必要がある。つまり、公共図書館で言うレファレンスサービスと学校図書館で

言うレファレンスサービスで果たして同じスキルが要るのか、レファレンスサービスで語っているのかという話だ。そういった職務とスキルをもう少しきちんと分析していくと、今、講習科目の変革期に来ていることは間違いないし、新しい状況が生まれてきておりいい機会なので、もしそれが立ち上がってきたときに、そのステップを踏んで行って、科目を変えていく、そうしたら養成科目を検討していくというところに進めるのではないかと。いま一足飛びに変えていっても、十分な体制ができていくかという疑問だと思う。

松本：会場から他にいかがか？

齋藤（千葉県）：千葉県の高校図書館の司書をしている。河西先生のお話を伺って、十数年前と状況が変わらないなと思った。そのとき伺った話を心の拠り所として働いてきたようなところもある。今日は司書教諭というのは本当に必要なと思いながら参加した。というのは、本校に司書教諭がいて、その司書教諭は国語の先生で、前任は県立図書館のため図書館のことは非常に詳しく、司書教諭としても働きたいという先生が着任しても、担任を持ち教科を持ちながら非常に忙しくて司書教諭として働いていないという状況がある。平久江先生が仰っているように、学校司書が一人で学校の中で何かをするというのはなかなか難しく、先生方と一緒に教科とも連携してということは難しいというのは自分自身感じているところであり、よくわかる。司書教諭の立場の先生が、例えば教頭先生や教務主任など、ある程度学校をまとめるような立場の先生が司書教諭の研修を受けてやるような、それぐらいでなければ学校の中で図書館を使つてとか、司書教諭と学校司書が連携してというのは難しいかなと実際に働きながら思う。したがって、河西先生が仰っているより専門的な職種を学校司書が目指しながら、司書教諭はほぼ管理職に近いような方がやらなければ、なかなか現場としては動いていけないのではないかとというのが実感としてあるが、いかがか。

河西：あの頃はたぶん研究を始めたばかりで、講師に呼んでいただいたのだけれど、私の話が終わった後の質疑応答で、司書教諭と学校司書が前で言い合いを始めてすごくショックだった記憶がある。大変な業界に来てしまったと思ったのをすごく鮮明に憶えている。

管理職が司書教諭をやった方がよいというのは、たぶん政治力の観点からのご発言であろうと思われる。やはり片手間

で授業をやつて図書館のことをやつて、かつ学校全体を巻き込んでいくというのは、一人の兼任の先生だと司書教諭という名前があつても難しいということだと思う。

私自身もそれまで海外で情報専門職をしていて、帰ってきてやつと念願叶って学校図書館に勤めたのが、その頃ちょうどオープンした京都の同志社中学・高等学校のコミュニケーションセンター（1997年開設）というところだったが、司書教諭資格は持っていたものの、学校司書として、職員として採用された。数年後には司書教諭に転換してあげると言われ、結局転換されないうちに辞めてしまった。司書教諭ではなく職員として痛感したのは、学校は先生たちの王国なので、先生たちの仲間に入れてもらえないと情報も来ないし、何もできないということ。ICTが学校に入ってきて、そのコミュニケーションセンターでは5クラス同時に授業ができるオープンスペースに200台のパソコンが貸し出し可能で、先生たちにも強制的に1人1台ノートPCが与えられ、1,000名の中高一生全員に個人アカウントが与えられてというのが1990年代の中盤ぐらいで実現していた。そうすると、情報教育の先進校でもまだそんなことはやっていなかったのが大変だった。そこに私が行って先生方に受け入れてもらったのは、ICTで先生方が困っていたからで、先生たちに役に立つと思ってもらえないと、本当は対等には接することができなかったのではないかとと思う。

なので、今後学校図書館の専門職を考えるとときに、明らかに最初から先生よりも立場が低い人を入れても、それは上手く回らないと思う。そのステータスを上げていって、先生とこの人が本当にパートナーとして一緒にアクティブラーニングをやったり、探究学習をやるときに居ないと困るんだという人を入れないと、結局はいろんな点で上手くいかないのではと思う。

野口：やはり管理職のリーダーシップはすごく重要。管理職が変わったとたんに、学校図書館の扱いが変わるというのはあるわけだが、ただ、管理職も管理職として多忙を極めていの中で、本当に動ける司書教諭となることができるのか。たしかに、周りに対しての影響力という点では効果的かもしれないが。そう考えると、今回「学校図書館ガイドライン」の中で、学校長を館長に指名することが示されたが、校長先生に学校図書館に関心を持ってもらい、自分が館長なのだから

学校図書館をもっと充実しよう、活用するように先生方を指導していこうという風に思ってもらい、そういうきっかけとしては、上手く機能すれば、すごく有効なのではと思う。教育委員会が各学校の校長を集めて館長の任命書を交付しているというケースが、長野県茅野市などにあるので、うまくそういうのを活用していけるといいのかなと思う。

平久江：最近とても面白い例が鳥取県にあった。鳥取県は学校図書館支援センターを県立図書館の中に初めて作った。そこに小学校担当と中学校担当の指導員、アドバイザーを置いて、その人達に指導主事の身分を与えた。そうすると劇的に研修等がやりやすくなった。指導主事の身分で行くと、校長なんかも言うことを聞いてくれる。そういうこともできるのだなど、非常に感心した。学校司書でもベテランで優秀な方が任命される。その辺の可能性も無きにしも非ずかなあ、という期待も持っている。

河西：2000年頃に情報教育が入ってきた時に、情報教育担当やICT担当の指導主事がすごく増えた。一度調べてみたことがあるが、当時は学校図書館担当の指導主事は日本に一人もいなかった。だから、そこにひとつ食い込んでいくのも大事なのかも。今回私が関わっている広島県の新設校も知事さんの肝いりで県を挙げての教育改革の一環である。幹部や首長をどうやって説得するかというのはすごく大きなことなので、何らかの社会的な働きかけ、ロビー運動ではないが、辛抱強く各地方地方でやっていくということはすごく大事なことで。

松本：他には何か？

木下（埼玉県）：埼玉県で高校の司書をしている。埼玉県はおかげさまでここ6年ぐらい大量採用で学校司書が入ってきているような状況。県の総合教育センターで、ここ3年ほど新任の先生に向けて学校司書が講義を、一コマの授業を新任研修の中で持って、学校図書館の活用について話ができる状況になっている。それでもやはり、指導主事の先生がすごく変わりが早く、2年担当ぐらいでどんどん変わってしまう。埼玉県は150校くらい学校があって、校長会の方にも理解があるため、「高等学校図書館研究会」という研究会の中で、いろいろとISBN目録や相互貸借協定を結びながら活動はできているのだが、まだまだ理解をしてもらうにはものすごくハードルが高い。

そこでちょっとお聞きしたいのだが、例えば先生たちが5年や10年で教職の研修に行くが、その中に学校図書館の活用を入れてもらおうと、興味があつてとる人がいると思う。自分の教科や興味あることについて学びたい人が多いと思うが、例えば図書館情報学教育部会とかから先生の研修の中で学校図書館の活用をもっと入れて欲しいというようなことを言ってもらおうというのはどうか？

野口：すごくいい提案だと思う。教育委員会の定期的な研修に入れていくのは、かなりカリキュラムが詰まっているようなのでハードルは高いかもしれないが、働きかけていくことは重要だと話を伺っていて思った。

もうひとつ現場の先生方の研修機会としていま重要なのは、教員免許講習だ。その中に学校図書館を科目として入れ込んでやっている大学もあって、たしか筑波大学もそうでは？

平久江：筑波大学では入れている。さらに言うならば、教職養成の中に専門科目、教職科目、専門または教職科目の10単位がある。その10単位の中に、司書教諭の5科目をそっくり入れて、そこで10単位埋められるようにしており、私の講義には教育学部の学生も含め全学から来ている。

野口：実は私の勤務校である専修大学でも同じ方式をとっていて、教職課程の「又は科目」の5科目10単位に司書教諭の5科目10単位をそっくりそのまま充てている。司書教諭をとらない人でも、教職課程で学校図書館の授業をとれるようにしている。ただ、全国的にはまだまだそういう動きは限られているだろうから、今の研修、免許講習、養成の段階でできる工夫をしていくということはすごく大切だと思う。

河西：免許講習に入れるかどうかというのは、どこか上から言うというより、講習を行っている大学の教員配置の問題が大きい。私は4年前まで玉川大学にいて、玉川大学は小学校の教員養成や免許講習もやっていたが、選択科目的なところに入れるのは教える人さえいればできる。しかし、やりたいと思っても教えられる人が学内にいないとできないので、どちらかと言うと教える側の問題、教えられる先生がいるのかどうかという問題がある。

木下：重ねてだが、すごく進んでいる司書教諭もいて学校司書もいて、学校もすごく理解があつてというところと、自治体によっては一人が4校兼務とか、そこでも学校司書がいて、

司書教諭の先生が学校司書に何を頼んでよいのかわからないというように、ものすごく差が広がっているのが日本の現状だと思う。ぜひここにいらっしゃるたくさんの方には、現場を見てもらいたい。私たち現場の司書は喜んでお迎えして実態をありのままにお伝えできると思うので、それを活かしていただければと思います、ちょっと生意気なのだが発言させていただいた。

河西：とてもありがたいお言葉だ。たぶん来年度からモデルカリキュラムを始めるところが増えてきて、例えば鶴見大学もそうだが、その時に本当はやりたいなと考えているのは学校図書館実習だ。だが、学校に入っていくのは難しい。教職であれば制度化されているが、図書館での実習の受入も大変なのに、学校図書館での実習は我々にとってすごくハードルが高い。なので、できれば学校さんの方を説得していただいて、一番負担がかかる日常働いている方との協力関係がうまくできるかが、モデルカリキュラムが上手く動くかの肝になりそうなので、ぜひ連携してやっていけるとよいと思う。

野口：実習というところで言うと、専修大学では司書課程でも図書館実習の科目がない。科目はなく単位にはならないが、希望者は図書館実習に行けるように大学として準備はしている。実は、その実習先に学校図書館を入れており、希望者

は学校図書館に2週間受け入れてもらえるようにしている。また、専修大学の場合は大学図書館にも実習に行けるよう大学図書館の人に協力してもらっている。そういう任意の形であっても、学生が希望すればいけるような仕組み作りはあってもいいのではと思う。

平久江：最後に一言だけ。今一番期待しているというか、希望を持っているのは、現場の人が修士課程や博士後期課程に結構進学してくれていること。私のゼミにもそういう方が多数いる。そういう現場を知った方が自分の経験を理論化して、また現場に戻っていく。むしろ大学の教員になっていく方もいるかもしれないが、そういう方が本当に増えてきている。そういう方は現場を知った上で研究をやっているとと思うので、そういう次の世代の研究者にすごく期待している。ここにおられる方もぜひチャレンジをしていただけると希望が出るのではと思っている。新しい世代が生まれつつあって、学校図書館の研究も変わってくるかもしれないと思う。

松本：話は尽きないが、時間になったので本日はここで終わりにしたい。これからの司書教諭養成の在り方について、みなさんのヒントになるようなことがあればよいと思っている。

(記録：渡邊由紀子)

～参加者の感想～

司書教諭養成の次なる地平に向けて

田嶋 知宏 (常磐大学人間科学部)

「新たな司書教諭養成教育」のあり方を「学校司書モデルカリキュラムを踏まえて」探る、図書館情報学教育部会の分科会に参加させていただいた。大学で司書教諭養成のための科目を担当していると、教える内容や科目間の重複、切り分け、つながりといった点で普段から感じていた課題などもあったため、大変関心のあるテーマであった。

分科会では、平久江祐司氏による学校図書館やその職員養成の状況の基調報告、野口武悟氏による日本の司書教諭養成の科目数・内容・構成、養成担当の教員、質保証という課題の報告、河西由美子氏による米国、英国、豪州を中心とした学校図書館担当職員の養成状況の報告が行われた。それらの報告を受けて、あらためて司書教育養成教育を議論するため

の予備知識が参加者間で共有されたと感じた。また、司書教諭養成に関わる課題は、数も多く、大変複雑で様々な意見が存在することも各報告から再確認することができたことは良い機会となった。

司書教諭養成教育は、現在進行形で日々取り組まれていることから、今後も継続的な改善の議論が必要となってくるだろう。課題が山積する司書教諭養成の現状を踏まえれば、現行の司書教諭養成の制度的枠組みの中で課題改善に向けて、個人のレベル、部会のレベルとして着手できることは何かあるのか(個人がすでに取り組んでいることはあるのか)。それとは別に、どの課題を優先的に図書館情報学教育部会として取り組むべきか(もしくは、取り組むことができるのか)といったことを部会員の間でもっと情報の共有できるような機会へとつながっていくことを願っている。その際に、各司書教諭養成施設(大学)における司書教諭課程(司書教諭講

習)の位置づけの違いや履修者の意識の違いに起因する個別的な課題も改善するための情報共有の機会も併せて必要になってくるだろう。こうしたことは、司書養成や学校司書養成を考え、議論していく際にも同様にあてはまることではないだろうか。

～参加者の感想～

地方の司書教諭養成を考える

中林 幸子 (四国大学文学部)

私は現在、地方の小規模大学に勤務しており、司書教諭講習科目の全てを一人で担当している。履修者の中には、教員採用試験で加点されるから資格を取りたいという学生も少なからずいる。そのため、学校図書館の重要性を真に理解し、学校図書館を活用できる司書教諭・教員へと成長させるにはどうしたらよいか、日々腐心している。この全国図書館大会第6分科会の内容は「新たな司書教諭養成教育」であり、趣旨には「司書の法制化にともなって、学校司書のみならず司書教諭の立場や役割も変わる」とあった。この二点に興味を惹かれ、参加を決意した。

報告、研究討議および質疑応答では、司書教諭養成の問題以外にも学校図書館関連の課題が日本中で山積しており、そ

れらを把握しつつもどこから改善して良いかわからない現実があることを改めて認識した。そのような状況下で、現状を変えるには一人ひとりが何かしらの行動を起こさなければならぬことも痛感した。

お話を聞きながら、自分には何ができるかを考えた。学校司書や司書教諭を養成できる教員数が圧倒的に少ない本県では、司書教諭資格取得者(あるいは学校図書館に関する知識をある程度得ている教員)の数も少ない。在学中・卒業後に学校図書館について学べる機会も多くはない。しかし地方の小規模大学だからこそ小回りがきくと思われる。県内の学校および学校図書館と連携・協力できるように、今後はより地域へアンテナを張っておきたい。将来的には地域連携事業のひとつとして取り組むのも良いかもしれない。もちろん、真摯に司書教諭を養成していくことも必要であると思う。

本分科会は、司書教諭の養成を考えるばかりでなく、本県の学校図書館をとりまく状況を整理し、「学校図書館の質を向上させるために自分が貢献できることは何か」を考える良いきっかけとなった。貴重なお話を聞かせていただいただけでなく、個人利用のためであればとスライドの撮影を許可してくださった登壇者の先生方に感謝いたします。また、本分科会を企画・運営してくださった皆様にお礼申し上げます。

参加者のアンケートから

回収できたアンケート 36

質問1 部会員かどうか

図書館情報学教育部会会員	12
上記以外の日本図書館協会会員	12
日本図書館協会非会員	12

質問2 テーマの設定

適切であった	36
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

質問3 集会の内容

適切であった	35
適切でなかった	0
どちらともいえない	0
無回答	1

質問4 今回の集会に関するご意見

- ・ 3名の先生の方向性が違っているのが興味深かった。
- ・ 時宜を得ていた。構成もよかった。
- ・ 興味を持つ人が継続的に議論できるように場を設定していただき、またお互いに協力していけばと思います。
- ・ おもしろかったです。
- ・ 協会員ではありませんが、協会部会にとっても興味を持つことができました。様々な立場の方の司書モデルカリキュラムへの意見が同えて良かったです。”情報学教育”

という分科会名だけでは参加しなかったと思います。情報学教育には様々な内容があることがわかりました。

- ・ 大変参考になりました。
- ・ いずれのお話とも興味深かったですが、河西先生のお話は特に考えさせられることが多かったです。教育現場では、「グローバル化」が叫ばれている中、学校図書館に関わる人々や現場は「ガラパゴス化」していると思いました。教員・生徒への充実したサポートをしたいと考え、頑張る人々にとって働きやすく、活動しやすい環境、職種が求められる日本の教育現場になることを強く願います。
- ・ 高校で学校司書をしています。現場でひとりひとりが努力しているだけは届かないことがたくさんあり、研究者の方々と力をあわせていかねばと思います。
- ・ 二職種の場合の現実的な問題や一職種の今年[?]なども聞けたら良かったです。
- ・ とても興味深い報告内容でいずれも刺激的でした。写真を撮ることは許していただきましたが、スライドに書き込みもしたいと思いました。できれば、すべての資料でなくともレジメだけでもよいので紙資料があると助かりました。3人の人選、すばらしかったです。
- ・ 大学教授3氏によるアカデミックなお話を伺える貴重な機会だった。できれば、パワーポイントでの説明資料を配布して、いただけたらもっと理解しやすかった。
- ・ 報告も討議も大変充実しており勉強になりました。立場の異なる先生方の議論を伺うことができとても良かったです。
- ・ 総論的な話から各論的な話、また最新の動向について知ることができ勉強になりました。最後にもっと現場サイドとの討議の時間があれば、より良かったと思いました。
- ・ 勤務校で司書教諭の科目を開講しているが、受講生は10名以下で、担当教員(非常勤)の確保もむずかしい。学生は教職についても忙しすぎて司書教諭の資格をもっている人も所属先の学校に隠しているくらいである実際に司書教諭のコースを開講している大学の担当者に本音をきけるような場がほしい。河西先生のお話は大変参考になりました。
- ・ 非常に勉強になりました。ありがとうございます。
- ・ 司書教諭とはどんな職種なのか知っている人が講演に

来ているので、基本的なことは詳しく解説しなくてもよいと思った。最後の3名での話が、本音が見えて興味深かった。

- ・ 司書教諭の養成について、学校図書館の動向を踏まえた上で理解することができました。ありがとうございます。河西先生が仰っていたように、現状としては、進んで司書教諭になりたい方はあまりいないと思います。司書教諭と打ち合わせがしたいのに、全然会うことができず(お忙しいのも分かっているのですが)、もどかしい思いをしています。
- ・ 教員養成のなかで資格取得にかかわらず、学校図書館の活用を学ぶことなどの必要性など、改めて考えることができ、良い機会となった。パネリストの先生方、企画を立てた皆様に感謝します。
- ・ 職員制度のあり方にふみこまれないまま会がおわるのかと思われましたが、問題点や方向性等、意見が出されてよかったですと思いました。

質問5 今後の活動に対するご意見

- ・ 先生方、スタッフのみなさま ありがとうございます。
- ・ 続報を期待しています。
- ・ また3名の先生のお話が伺いたいです。
- ・ 司書教諭の重要性は増していますが、それに対応できる人材はまだ限られています。図書館主任会でも、利用計画も作っていない人が多いです。座学だけでなく、演習は最低限必要だと思います。
- ・ 司書教諭と学校司書の役割や仕事について、現場の調査をもとに研究、報告していただけたら、と思います。
- ・ ぜひ、学校図書館部会とのコラボ企画をしてほしいです。このテーマも継続希望です。
- ・ パワーポイントの撮影を許可していただき、ありがとうございました。印刷をしていただけたら嬉しかったです。

【幹事会より】

現在、全国図書館大会では講師の報告原稿はあらかじめ大会ウェブサイトに掲載し、大会当日に必要な方にはプリントアウトして持参するようお願いしています。そのため、改めて会場での資料配布は行っておりません。ご了承ください。

IFLA 合同部会の報告

松本 直樹 (図書館情報学教育部会幹事)

下田 尊久 (図書館情報学教育部会幹事)

小田 光宏 (図書館情報学教育部会長)

2018年8月、国際図書館連盟(IFLA)の図書館協会経営(Management of Library and Association)、教育研修(Education and Training)、継続的職業開発と職場学習(Continuing Professional Development and Workplace Learning)の合同セッションで「日本図書館協会の構築戦略としてのLIS教育・教員養成スキーム」(Faculty Development Scheme of LIS Education as a Strategy for Making Stronger Japan Library Association)を発表しました。

今回のセッションは3部会合同の運営で、図書館協会と教育・研修との関係に焦点が当てられました。セッションの発表は全部で7件でした。発表者はマレーシア(2件)、中国、カメルーン、フィンランド、香港で、司会者がオーストラリアのJudy Brooker氏と国際色豊かなセッションでした。

私たちからは主にFDプログラムの発表をしました。内容としては、FDプログラムが必要とされる背景、その目的、事例報告です(FDプログラムについては会報121号の大谷先生の報告をご覧ください)。日本の図書館情報学教育の概要報告もしたかったのですが発表時間が7分と短かったため割愛しました。

発表後、質問が2件出ました。一つはバングラデッシュの方からで、ア krediyteshon は重要であるが、日本での取組について知りたいとの質問でした。発表の際、図書館情報学教育の質保証の関係でア krediyteshon に言及したためと思われます。私からはア krediyteshon の重要

性は同意するが、日本では図書館協会の力量が十分でないこと、専門職団体がア krediyteshon に関わる文化が希薄なこと、一部の大学から賛同が得られない可能性のあることの説明をしました。もう一つはマレーシアの方からで、大学で教員の業績評価が広がっていることと関連して、どのような業績報告をするのかとの質問が出されました。それぞれの機関で違うが、教育、研究、地域貢献などが多いと回答しました。

セッションの発表としては図書館協会の継続教育・研修に関わる事業紹介が多かったですが、図書館協会のメンター制度がフィンランド、香港から報告されました。フィンランドでは若い図書館員が対象で、香港では学生が対象とのことでした。司会者と会場からもコメントがあり、ドイツ、オーストラリアの状況が紹介されました。特に議論されたのは、指導される側(メンティー)とメンターとのマッチング、メンターの募集、変更、動機付けなどでした。ドイツでは顔合わせの機会を設けてマッチングしているとのコメントがありましたが、途中の変更はいずれの国でも制度化されていないようでした。セッションの報告は以上です。

2019年はギリシャで、2020年はニュージーランドで開催されます。今回のセッションを含め、世界各国の事例や各種分析を聞くと、勉強になることが多々ありました。一方で、日本の情報があまり知られていないことにも気づかされました。日本からの積極的な情報発信により、世界の図書館関係者の取り組みに多くの貢献ができるのではと感じました。

2018 年度臨時活動部会総会議事録

日 時：2019 年 3 月 17 日（日）13:00 から 13:30

場 所：日本図書館協会 2 階研修室

出席者：17 名，委任状提出者 27 名 計 44 名

1. 会勢報告

2019 年 3 月 17 日現在で図書館情報学教育部会員が 180 名，総会成立要件が 18 名の出席（委任状含む）であるとの報告ののち，出席者 17 名，委任状提出者 27 名，計 44 名が確認され，総会が成立することが報告された。

2. 議長・議事録署名人の選出

安光裕子氏を議長に，川原亜希世氏を議事録署名人に選出した。

3. 議事

1) 第 31 期（2019～2020 年度）日本図書館協会図書館情報学教育部会長の選考

「図書館情報学教育部会長選考のための委員会」の荻原幸子委員長から，本日までの経緯と選考の手順方法が説明された。立候補 0 名，推薦 1 名のため，今回の選考は推薦のあった大谷康晴氏の信任を問ひ，出席者の過半数において決することになった。委任状 27 通は議長を指名もしくは白紙のため議長委任とした。

開票の結果，44 票すべてが信任であったため，第 31 期図書館情報学教育部会長は大谷康晴氏に決定した。

2) その他

特になし

以 上

第 31 期（2019-2020 年度）部会長選考結果の報告

図書館情報学教育部会長選考のための委員会

委員長 荻原 幸子

本年（2019 年）3 月 17 日の臨時部会総会において，第 31 期（2019-2020 年度）の部会長として，大谷康晴氏（日本女子大学）が選任されたことを，ここに報告する。選考は，「公益社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会規程」第 7 条（部会役員の選任）2 項および，「図書館情報学教育部会長選考のための委員会要綱」（以下，「要綱」という。）に基づき，以下の通り実施された。

- ・ 2018 年 7 月，「図書館情報学教育部会長選考のための委員会」を組織。

委員長 荻原幸子

委員 石原真理，瀬戸口誠，高田淳子，日向良和

- ・ 『図書館雑誌』2018 年 12 月号に，選考の公示「部会長選考について」を掲載。
- ・ 部会長被推薦者リストとして，部会所属個人会員の名簿（2018 年 11 月 30 日現在）を作成。
- ・ 2018 年 12 月 15 日，選考の公示（名簿を含む）を，幹事会より，『選挙公示』として，部会メーリングリストにて配信。

- ・ 2019年1月20日を締め切りとして、部会長立候補および推薦を、メール、FAX、郵送により受付。
- ・ 期間中に推薦1件を受付(1月17日付、メール)。立候補は0件。
被推薦者 大谷康晴(日本女子大学)
推薦者 松本直樹、小山憲司ほか(計7名)
- ・ 2019年1月28日、被推薦者に意思確認を行い、部会長候補1名(大谷康晴)を幹事に報告。
- ・ 2019年2月4日、部会メーリングリストにて「部会長候補者について」(候補者名簿)を公表。
- ・ 2019年3月17日、臨時部会総会にて投票を実施(議長:安光裕子)。
委員長が、上記の選考過程とともに、選考方法について下記の説明をした。
「要綱」第6条に基づき、部会総会の出席者の過半数において決する。委任状提出者は出席者に含む。総会出席者は17名、委任状提出者は27名(全て議長に委任)

であった。候補者1名のため、選考は推薦のあった大谷康晴氏の信任を問い、出席者の過半数において決するものとする。

その後、信任であれば投票用紙の「賛」に、不信任であれば投票用紙の「否」に○を記入する形式の投票用紙を配布し、投票を実施した。その際、投票用紙に○以外が記載されていた場合は不信任と判断する旨、周知した。

回収した投票用紙を開票した結果、有効投票数44票(委任状27票を含む)のうち、信任44票、不信任0票であった。

以上に基づき、大谷康晴氏を第31期(2019-2020年度)部会長として選任した。

以上

2018年度 図書館情報学教育部会 第2回 幹事会 議事要旨

日時：2018年10月20日(日) 17:10~18:15

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

出席者(五十音順、敬称略)：

小田光宏、大谷康晴、小山憲司、坂本俊、下田尊久、
角田裕之、松本直樹、渡邊由紀子

議題

1. 2019年度事業計画および出版企画

(1) 講座・セミナー・研究集会等

- ・ 研究集会2回、全国図書館大会分科会を開催する。
- ・ 第1回のテーマはFDとする。
- ・ 第2回は他団体との共催を検討する。その場合、研究集会を午前午後開催とする。

(2) 研究・資料収集

- ・ 『日本の図書館情報学教育』刊行の方策を検討

(3) 図書館振興に係る事業(政策提言、意見表明等)

- ・ 図書館情報学教育の新しいカリキュラム検討の準備

を開始する。

- ・ 国際的動向を調査する。

(4) 出版企画

- ・ FDをテーマとした研究集会の出版物を企画する。

2. 2018年度第2回研究集会

- ・ 日程は2019年3月上旬を候補とする。
- ・ テーマは「情報サービス演習」とし、短時間の事例報告(青山学院大学・九州大学・中央大学)ののちグループワークを実施する。
- ・ 担当は大谷氏と小山氏とする。
- ・ 同日に臨時活動部会総会を開催し、部会長を選考する。

3. 次期部会長の選考

- ・ 次期部会長の選考方法について確認した。
- ・ 担当者は、下田氏とする。

2018 年度 図書館情報学教育部会
第 3 回 幹事会 議事要旨

日時：2018 年 3 月 17 日（日）11:00～12:00

場所：日本図書館協会会館 2 階

出席者（五十音順、敬称略）：

小田光宏、大谷康晴、小山憲司、坂本俊、下田尊久、
角田裕之、松本直樹、山中秀夫、渡邊由紀子

議題

1. 2019 年度活動部会総会・第 1 回研究集会

- ・ 部会総会 2019 年 6 月 9 日（日）13:00～14:00、研究集会 14:15～16:45 とする。
- ・ テーマは「大学院における図書館情報学教育」とし、いくつかの大学院の図書館情報学教育の事例を共有し課題を整理する。
- ・ 担当者は松本氏、渡邊氏とする。

2. 第 105 回全国図書館大会分科会

- ・ 日程は 10 月 22 日（金）とする。
- ・ テーマは「図書館情報学教育の核を考える（仮）」とし、特定の資格にフォーカスするのではなく、図書館情報学全般で目指すコア・コンピテンシーのようなものを考える。

- ・ 日本図書館情報学会との共催も視野に入れる。
- ・ 担当者は次期幹事が決まり次第、決定する。

3. その他

(1) 部会長選考について

荻原幸子図書館情報学教育部会長選考のための委員会委員長の同席を得て、臨時活動部会総会における会長選考のための投開票の作業方法、準備などを確認した。

(2) 全国図書館大会講師からの指摘事項

全国図書館大会講師への依頼事項は原稿執筆、校正等多岐にわたっている。事前に依頼事項を明確にして伝えておく方向で検討する。また、簡略化できるところは簡略化する。

(3) 31 期への引き継ぎ

4 月 14 日 13 時～17 時に行う。会場は青山学院大学か慶應義塾大学を予定。

編集担当 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 中央大学文学部 小山 憲司
Tel. 042-674-3731 E-mail : koyama@tamacc.chuo-u.ac.jp